

## 平成 30 年第 2 回石狩市介護保険事業運営推進協議会

開催日：平成 31 年 3 月 18 日（月）

時 間：18：00～18：50

場 所：石狩市総合保健福祉センター 3 階視聴覚室

傍聴者数：2 名

### 【出席者】

委 員：丸山会長、橋本副会長、須貝、一條、西本、築田、村上、飯田 計 8 名

事務局：保健福祉部長三国、高齢者支援課長鍋谷、主幹内藤、主査宮、主査岩本、主査飯岡、主査高石 計 10 名

## 議事録

### 【18:00 開会】

#### 【丸山会長】

皆さま、こんばんは。定刻となりましたので、平成 30 年第 2 回石狩市介護保険事業運営推進協議会を開催させていただきます。本日は年度末の大変お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。今日は大変温かくなり 8 度を越えたそうです。春を感じると、とても気持ちがよく、楽しくなりますけれども、私の所属する藤女子大学人間生活学部は明日卒業式を迎え、約 240 名が卒業します。教員の立場としては、大変うれしいですが、寂しさも感じるところです。さて、本日は議題が 4 つありますが、ぜひ皆様の忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

#### 【丸山会長】

それでは、引き続き次第により会議を進行致します。

まず、最初に皆様にお願ひがあります。

この会議は、公開であること、また、議事録を作成するため、録音しておりますことから、発言をされる際には先にお名前を述べてからお願い致します。

なお、本委員会の議事録につきましては、全文筆記にて作成することとなりますのでご承知おき願ひます。

会議次第の 3、議題第 1 号について、事務局より説明をお願い致します。

#### 【事務局：高齢者支援課高石主査】

石狩市介護保険事業運営推進協議会設置要綱の一部改正について私から説明致します。

現在、石狩市介護保険事業計画等作成委員会及び石狩市介護保険事業運営推進協議会において協議頂いている内容については、それぞれ高齢者の保健福祉及び介護の計画等、地域

包括支援センターの運営並びに地域密着型サービスの指定等、個別には分かれるものがありますが、大きく地域包括支援の概念からは一つの整合的観点をもって取り進めるべき事項であります。また、協議会等の委員については、過去においても大半が同一の委員であります。これらのことから、平成 30 年度より石狩市介護保険事業計画等作成委員会を廃止し、石狩市介護保険事業運営推進協議会に統合するものであります。この改正は、石狩市介護保険事業運営推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱により平成 31 年 4 月 1 日より施行されます。以上が統合の主旨となります。

続いて、改正後の要綱の概要を説明致します。資料（運 1）をご覧ください。この資料が改正後の要綱となります。

第 1 条について、条文は資料のとおりですが、その主旨は、地域包括支援の観点から、地域を総合的に俯瞰し、計画の策定及び PDCA サイクルを活用し進捗管理を行い、包括支援センター、地域密着型サービスを含む介護保険事業の適切な運営並びに、高齢者保健福祉の計画策定及び適切な運営のため、石狩市介護保険事業運営推進協議会を設置するというものです。新たな視点としては、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、介護予防等に必要な取組を充実させるため平成 30 年度より創設された保険者機能強化推進交付金の制度の活用とともに、進捗管理を一層充実させる点が挙げられます。この新たな視点については、後ほど、石狩市介護保険事業計画等作成委員会にてご説明致します。

次に第 2 条、統合後の協議事項の概要ですが、第 1 号で介護保険事業計画等に関する事、第 2 号で地域包括支援センターに関する事、第 3 号で地域密着型サービス等に関する事、第 4 号でその他の法の規定による事及び介護保険事業の運営全般についても協議できるように定めています。文言の整理はありますが、第 1 号から第 3 号においては、統合前とその内容は変わりません。

なお、従前より、計画等作成委員会において石狩市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定については、諮問、答申という形で行なっており、この点については今後も同様に行なう予定です。

また、統合にかかる任期ですが、特段の手続きはなく引き続き平成 33 年 3 月 31 日までとなっています。

概要は以上となります。ご意見等があれば、よろしく申し上げます。

**【丸山会長】**

それでは、皆様のほうから質問等ありましたらお願いします。

**【各委員】**（特になし。）

**【丸山会長】**

それでは、次に進みたいと思います。議題第 2 号について、事務局より説明をお願い致します。

**【事務局：高齢者支援課岩本主査】**

平成 31 年度地域包括支援センター運営方針案について私から説明致します。資料は（運

2) となります。

この運営方針の大元は、石狩市高齢者保健福祉計画であります。この計画に基づいて「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」を作成しておりますが、第1回目でお示ししていますが、この基本方針にのっとり今お示ししている包括センターの運営方針を毎年作成しております。そして包括はこの方針をベースに事業計画を立て日々活動しております。

30年度との変更箇所は3点です。1点目は、資料(運2)の2ページの下線部「6. 業務開設日」を新たに加えた点です。これは、4つの包括の開設日と休日をそろえ、市民に対するわかりやすさと、臨時開設や臨時休業が必要な場合についての方針としております。2点目は、5ページ下線部「③三職種の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント件数」に関する考え方でございます。これは、三職種つまり主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師が作成するケアプラン数が多い状況が慢性化している実態から、相談業務や地区活動に割く時間を確保するための方針としております。3点目は、同じく5ページ「(3) 地域包括支援センター自己評価」について、次のページの通り自己評価様式を変更した点となります。項目は、運営方針の各項目に紐づいている構成となっております。次年度のこの協議会におきまして、新たな様式による自己評価について報告致します。

概要は以上となります。

#### 【丸山会長】

4点挙げられましたが、1点目は開設日を明確にしたこと、2点目は介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの概ねの件数、3点目は自己評価の内容と評価票についてとなります。ご意見ご質問をお願いします。

#### 【村上委員】

補足説明をお願いしたいのですが、一人当たりの概ね40件とありますが、従前はどのような経過であったのでしょうか。

#### 【事務局：高齢者支援課岩本主査】

これまでは、概ね月に60件程度、さらに多い月によっては概ね70件程度ありました。

#### 【村上委員】

わかりました。

#### 【西本委員】

この運営方針全体にかかわる話かわからないのですが、近年、地域包括ケアシステムの構築が国で言われていて、その中心が地域包括支援センターと理解しています。近年、共生社会、さらに発展させて地域まるごと、などといった話があると思うのですが、地域包括支援センターの運営方針にこの共生の概念は入っているのでしょうか。

#### 【事務局：高齢者支援課岩本主査】

確かに、共生という言葉は入っていません。おっしゃるとおり、地域包括ケアシステムの中で共生の概念は近年注目されており、実際の業務では、地域包括支援センターが障がいのある方の支援に携わったり、そのような方も対象とし事業の場を拡げたりしています。議題

として示しているのは案ですので、その視点も検討したいと思います。

**【西本委員】**

私が加入している専門部会で老人福祉施設協議会というのがあるのですが、そこでは、8050（ハチマルゴーマル）問題であったり、子ども、障がいなどの点が今後の高齢化社会に大きく影響を与えるのでは、と盛んに言われています。縦割りにならないよう、包括的に、共生という視点が入っていればよいと思っています。

**【飯田委員】**

3点ほどあります、1点目は業務の開設日を明確にしているということで、次の7に業務の開設時間外及び業務を実施しない日の体制についても書かれていますが、そもそもの開設日、時間はどうなっているのでしょうか。2点目は3職種の記載についてですが、この運営方針が何かの規定の後なのかかわからないですが、それぞれ規定してあればいいのですが、この運営方針だけ見ると、3職種が明確ではなく説明不足だと思います。3点目が一番気になった点なのですが、課題としてケアプランを扱う数が多くて先ほどの話だと概ね60件であり、この状況が慢性化して結果的に地区活動に割く時間がなくなってきているので、地区活動を確保する為に60件を40件に制限をするということと思うのですが、逆に、一方ではニーズがある60件を40件にするということは、20件のケアプランを作りたい方はケアプランを作ってもらえなくなるように、この一文をみると見えるのですが、この点はどうなっているのでしょうか。

**【事務局：高齢者支援課岩本主査】**

1点目の開設日については運営方針には記載がなく、実態は9時から17時となっています。2点目は3職種の記載も運営方針には記載がなく、分かりやすく記載を工夫します。3点目ですが、地域包括支援センターには、3職種の他に、ケアプランを専門に作成するプランナーという仕事をしています。この方は相談業務ではなくプランを作成する専門なので、40件以上は作成ができるということを考えていまして、3職種が持ちきれない分はプランナー、それでも持ちきれない場合は、例えば、ご夫婦で、どちらかが要介護どちらかが要支援という場合、要介護のケアマネさんに再委託という形でほかの事業所に再委託するという事を考えています。

**【飯田委員】**

記載の方法をちょっと考えてもらえたらと思います。

**【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】**

ご指摘頂いた部分である表記や定義などについて、分かりやすく修正します。

**【丸山会長】**

ご指摘の部分は修正するということですね。他になければ、私から1点あります。評価票が改定されたということなんですが、改定のポイントを教えてください。

**【事務局：高齢者支援課岩本主査】**

項目自体は、今までの項目と同じものもありますが、地域包括支援センター運営方針の項

目に紐づいています。今までは項目がとても多くあり、そのため評価が業務に結びつかず効果がないといった面もあったことから、大幅に削減し、シンプルにしています。今までは全部で8ページあったところですが、実施してほしいポイントに絞り2ページにしています。

**【丸山会長】**

地域包括支援センター運営方針の項目に対応させ、少しシンプルにしたということでしょうか。

**【事務局：高齢者支援課岩本主査】**

そういうことです。

**【丸山会長】**

それでは、他はないでしょうか。

**【各委員】** (なし。)

**【丸山会長】**

それでは、議題第3号について、事務局より説明をお願い致します。

**【事務局：高齢者支援課宮主査】**

平成31年度地域包括支援センター運営方針案について私から説明致します。資料は(運3)となります。

寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業の目的ですが、当事業は、在宅の寝たきり高齢者等に紙おむつを給付することにより、その方の保健衛生の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

対象者については、市内に居住し、あくまで在宅の方、自宅で日常生活を営む上で紙おむつを必要としている方で「常時紙おむつ使用の在宅寝たきり高齢者」、「常時紙おむつ使用の在宅の初老期認知症(40歳から64歳まで)または認知症高齢者」、「重度身体障がい者で寝たきりの方」となっています。

過去の実績数の平均ですが、年間約100～130名で、おむつ支給の金額は約400万円から500万円程度となっています。ちなみに今年度、平成30年2月末時点で80名、369万円の実績となっています。

ここまでが現状で、次に、今回協議して頂きたい内容ですが、当事業の財源については、地域支援事業交付金、国38.5%、道19.25%、市19.25%、という率でもらうものですが、第7期介護保険計画期間中については、紙おむつ給付事業において縮小・廃止の方向性を検討されている場合のみ対象事業とみなされることとなっています。国からの通知において検討については、運営推進協議会に諮ることとなっていますことから、当協議会において紙おむつ給付事業についての縮小・廃止または継続の方向性を検討して頂きたいと考えています。

資料の中段下ですが、当事業に携わっている市内の居宅介護支援事業所11ヶ所の介護支援専門員の皆様に、質問事項は2点ですがアンケートを実施しました。結果は、困る、大変困るという意見が多くありました。意見としては、「家計に占める割合が高いので、助かつ

ている」、「在宅生活には欠かせないもので、是非継続して欲しい。」「収入に応じての支給決定や廃止については低所得者世帯を考慮して欲しい。」など、継続して欲しいという意見が多くありました。今後については、本日の協議を踏まえ、次年度においても利用している方やそのご家族への聞き取り、ケアマネージャーの意見収集等、事業の方向性について検討を行いたいと考えています。本日は、紙おむつ給付事業についてご意見を頂きたいと思います。私からは以上です。

#### 【丸山会長】

これまで、この事業は地域支援事業で行い交付金が交付がされてきたが、今後、国は交付金を出さない方針で、7期については廃止、縮小含め検討をすることを条件に交付するということでしょうか。実際に使っている方には大きな影響があると思いますし、ケアマネージャーのアンケートでは縮小について9割以上が、困る、大変困るとあり、廃止についても9割以上が、困る、大変困るとなっています。この件について協議会ではどう考えるのか、ということだと思います。

#### 【須貝委員】

現状としては、紙おむつは、生活に大きなウェイトを占めていて、介護度が上がれば上がるほど、それが現れるものだと思います。在宅のケアマネは、介護度4や5の寝たきりの方には本当に必要だと実感しています。また、いろいろな制度が収入で分けられていて、世帯の収入も加味して考えて欲しいという意見は私の事業所でもありましたし、私もそう思います。特に生活困窮や低所得の方には、生活を維持するためには必要な制度だと思います。

#### 【丸山会長】

とても大きな影響があり、特に低所得者には影響があるということですね。現時点、収入に応じての負担などの違いはありますか。

#### 【事務局：高齢者支援課宮主査】

非課税は0円、課税は年間3千円です。

#### 【丸山会長】

2段階ということですね。

#### 【事務局：高齢者支援課宮主査】

訂正します、現時点の要綱では、収入等に応じた区分はありません。この制度は、対象であれば規定の範囲内の分を費用負担無く支援するものです。

#### 【丸山会長】

わかりました。先ほど現時点で80名369万円の実績ということでしたが、年間で一人あたり4万から5万円分ほどということでしょうか、小さな額ではないと思います。

他には意見等ないでしょうか。

#### 【飯田委員】

資料を読んであまりよく分からなかったのですが、例えば廃止の方向性で検討しましょうと言いながら、7期の終わりに廃止できませんでした、ということで国は交付金をくれる

のでしょうか。審議会で廃止と言わないと交付金が貰えないということでしょうか。

**【事務局：高齢者支援課宮主査】**

交付金は、検討をしていけば7期の終わりの平成32年度までは対象となりますが、第8期の平成33年度以降は対象とはなりません。

**【飯田委員】**

いずれにしても、平成33年度以降は対象外ということですね。先ほど須貝委員の意見もありましたが、例えば非課税ゼロ円、課税3千円など所得区分などでアレンジした場合は交付金の対象となるのでしょうか、それとも廃止の方向性が出ないと交付金の対象とはならないのでしょうか。

**【事務局：高齢者支援課宮主査】**

金額の設定は市町村で違いはあります。平成32年度までは検討していれば対象となります。

**【飯田委員】**

例えば、本市では、課税非課税という区分でなく、もう少し細分化して1万円の所得応分の負担を頂きますとか、そういうアレンジをしている場合は交付金の対象となるのでしょうか、それともあくまでも廃止の方向性が出ないと交付金の対象とはならないのでしょうか。

廃止しなければ交付金が出ないとすると、この事業が高齢者等のため、市独自事業としてぜひやって欲しいとなるので、その3、4百万の費用捻出のため、他の大事な事業が削られてしまうのではないかと思います。そこで、本市ではアレンジして応分の負担を求めます、だから交付金を下さいという手法が可能なのかどうかをお聞きしたかったのです。

**【丸山会長】**

恐らく、現時点はどういう結論であったとしても、検討を行えば交付金の対象となると、ただ、7期を終えたあとは、国としては地域支援事業交付金としては出さないということですね。

**【事務局：高齢者支援課宮主査】**

そういうことです。

**【飯田委員】**

この中の委員では、廃止でいいという結果は、どうやっても出せないと思います。また、問題は、財源をどうやって捻出するのか心配はあります。

**【須貝委員】**

第7期の期間中は検討すれば交付金の対象となるけれども、第8期は対象ではないので、第7期の終わりまでの間に、8期に向けて検討をして行こうと、そう考えていいですね。

**【事務局：高齢者支援課宮主査】**

そうです。

**【丸山会長】**

関連してご意見、ご質問はございませんか。

**【飯田委員】**

第7期は、交付金は紙おむつ事業の縮小廃止を条件としていますが、なぜ国のその判断はどのようにできたのでしょうか。それをカバーするような大きなシステムを作ったからなのか、必要と今まで言っておきながら、必要ありませんと手のひらを返すような言い方になってしまったのか。国の言う中身がわからない。

**【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】**

紙おむつ事業については、アンケート結果を見るまでもなく、当然ユーザーのニーズとしては継続して欲しいと言うことになると思います。紙おむつ事業は国や道の負担なくして市の財源だけでやっていくとはもちろん即答できる状態ではありません。その真意は国のほうも介護保険の大枠の中で考えた上での示し方だと思うのですが、国の通知を受けているという事実と、引き続き、応分の負担や第8期に向けてどう動くかなど継続して検討をお願いしたい点が今回協議させて頂いて点です。また、国の通知は、どういった意向があつてなのかとか、市として国に負担を求める動きなど出てくることもあろうかと思いますが、その点も含め、引き続き協議をお願いしたいと思います。

**【丸山会長】**

協議会においては、紙おむつ事業の廃止は当然納得できるものではないという意見だと思えます。また、なぜそもそも廃止とう結論が国から示されているのかということについて、運営協議会の意見を市としても国に伝えると言うことだと思えます。市としてもその意向でよろしいですか。

**【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】**

ご意見を伺いながら検討して行きたいと思えます。

**【丸山会長】**

それでは、他はないでしょうか。

**【各委員】** (なし。)

**【丸山会長】**

それでは、議題第4号について、事務局より説明をお願い致します。

**【事務局：高齢者支援課高石主査】**

消費税増税に伴う低所得者の第1号保険料軽減強化に係る対応について私から説明致します

平成27年4月の消費税増税に伴い、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが創設され、平成27年4月から一部実施されているところですが、平成31年10月の消費税率10%への引上げに合わせ、国においては更なる軽減強化を予定しています。消費税の引き上げが行われた場合、介護保険法施行令の一部改正によりその軽減が示される予定であり、これに合わせ、石狩市介護保険条例の一部改正を行い、介護保険料の軽減を行うものです。

この件につきまして、資料にあります意見募集期間にてパブリックコメントを行い、国の

予定どおりであれば、6月の介護保険料の当初賦課に間に合わせるよう条例提案し、条例改正後の税率で当初賦課を行う予定ですので、協議としてお示しします。

軽減の内容ですが、資料の表をご覧頂きたいのですが、現在、所得段階10段階ある保険料のうち第1段階から第3段階までについて軽減を行うものであり、平成27年4月からは、第1段階についてのみ既に実施されています。なお、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みは平成32年度に完全実施される予定であり、平成31年度については、平成32年度の完全実施時の半分の水準で保険料額を設定するものです。平成32年度の完全実施時の軽減については、今年度の政令改正には含まれず、翌年度において、今年度と同様のスケジュールで政令改正が行われると想定しております。このことから、この部分は、今回のパブリックコメントの意見募集対象とはしておりません。

概要は以上となります。ご意見等があればお願いします。

**【丸山会長】**

この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

**【西本委員】**

軽減措置は、同じ規模の他の自治体も同じように横並びの軽減措置となるのでしょうか。

**【事務局：高齢者支援課高石主査】**

原則各市町村毎、保険者となっていますが、同じ規模でも保険料、対象の人数の違いはあります。基本的には国の示す方向性に合わせ、全国概ね横並びで進むものと思います。

**【西本委員】**

わかりました。

**【丸山会長】**

10月の消費税率10%への引上げが行なわれなかった場合はどうなるのでしょうか。

**【事務局：高齢者支援課高石主査】**

6月の介護保険料の当初賦課に間に合うように条例提案を行なうよう考えていまして、その条例提案の前に消費税率10%への引上げが行なわれないという判断が示された場合は、条例提案を行わない。そのような、条件付のパブリックコメントを行ないます。

**【丸山会長】**

わかりました。その他、よろしいでしょうか。

**【丸山会長】**

それでは、4つの議題は終わりましたので、会議次第の4その他となりますが、各委員、事務局から何か連絡事項等あるでしょうか。

**【各委員】** (特になし。)

**【事務局】** (特になし。)

**【丸山会長】**

それでは、以上となりますので、これを持ちまして平成30年第2回石狩市介護保険事業運営推進協議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

【18：50 閉会】

平成31年 4月18日 議事録確定

会長署名 丸山 正三